

二本木連合町内会物品等貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、二本木連合町内会（以下、「町内会」という。）が所有する物品を町内会の会員の財産として適正な管理し利用するために定める。

(貸出物品)

第2条 この要綱の定める貸出物品及び管理者は、別表1に定める物品とする。

(貸出対象者)

第3条 貸出物品等の貸出しを受けることができるのは、次の各号に掲げる者とする。

(1) 町内会の会員世帯

(2) 町内会の会員の福祉の向上目的として活動する団体で別表2に掲げる団体

(貸出の手続き)

第4条 第2条に定める物品の貸出しを受けようとする者は、利用日の3営業日までに備品の管理者に「借用願」を提出し許可受けなければならない。なお、簡易な利用にあつては、「物品等貸出簿」の記入をもって借用願に替える。

2 前項の貸出しの予約は、3か月前とする。ただし、町内会事業で利用する場合は、予約はできない。

(貸出の制限)

第5条 物品の貸出は、次の各号のいずれかに該当する活動を行う場合は貸出しない。

(1) 貸出物品を販売目的で料金を徴収する場合や当該物品の利用にあたり販売を目的として運営費を得ている場合

(2) 町内会の会員以外を対象として行う事業に利用する場合。ただし、別表2に掲げる公的機関を除く。

(3) 公共の福祉及び公序良俗に反して行う活動及びこの要綱の目的に反した利用

(予約の取り消し)

第6条 町内会事業で利用する場合は、管理者は、貸出し許可後でも取り消すことができる。

(貸出期間)

第7条 物品の貸出期間は、貸出日から返却日を含めて7日業務日以内とする。

2 物品の保管庫の鍵は、貸出ししない。

3 物品の貸出しは、原則として町内会業務時間内とする。

(転貸の禁止)

第8条 貸出物品等は、利用許可を受けた者が責任をもって管理し、その権利や責任を第三者に転嫁してはならない。

(原状復帰)

第9条 貸出しを受けた物品は、善良な会員として管理し、不具合を発見した場合は、速やかに管理者に報告し指示を受けなければならない。

2 物品を故意又は過失により壊した場合は、修理等を行い返却しなければならない。ただし、管理者が通常の使用により損耗するなど利用者の責めに帰することが適当でないと認めた場合は、修理代金の全額又は、一部を免除することができる。

3 貸出した物品の不具合が次の利用時に発見された場合は、直近の利用時に生じた不具

合ものと推定し原状復帰を求めることができる。

(貸出料金)

第10条 物品等の貸出し料金は、無料とする。また、利用の際に生じる消耗品等の費用は、利用者の負担とする。

(賠償義務)

第11条 貸出物品を使用し生じた賠償責任は、利用者が負う。

(委任)

第12条 物品等の貸出しに関してこの要綱に規定していない事項は、町内会長会議で定める。

(附則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。